

議案第140号

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例（平成15年静岡市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市俵沢地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区津渡野608番地	静岡市葵区油島、俵沢、野田平及び郷島の一部
-------------------	---------------	-----------------------

を

」

「

静岡市俵沢地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区津渡野608番地	静岡市葵区油島、俵沢、野田平及び郷島の一部
静岡市富厚里地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区富厚里1623番地の1	静岡市葵区富厚里の一部

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。